

2018年1月15日
株式会社インプレスR&D
<https://nextpublishing.jp/>

最新技術動向をウォッチできる「技術書典シリーズ」最新刊！

『技術と法律』発行

テクノロジーと法律に関する論説を、各分野の専門家が多数寄稿

インプレスグループで電子出版事業を手がける株式会社インプレス R&D は、『技術と法律』(編者:Smips 技術と法律プロジェクト)を発行いたします。

『技術と法律』

<https://nextpublishing.jp/isbn/9784844398097>



編者:Smips 技術と法律プロジェクト
小売希望価格:電子書籍版 1200円(税別)／印刷書籍版 1500円(税別)
電子書籍版フォーマット:EPUB3／Kindle Format8
印刷書籍版仕様:B5 判／カラー／本文60ページ
ISBN:978-4-844398097
発行:インプレス R&D

<< 発行主旨・内容紹介 >>

【最新テクノロジーの論点を法律の側面から解説！】

本書はテクノロジーの最新テーマを法律の側面から専門家が解説した寄稿集です。
IoT やパーソナルデータの収集など身近なテーマから、民事訴訟におけるソースコードの取り扱いなどについても気鋭の専門家が論じています
(本書は、次世代出版メソッド「NextPublishing」を使用し、出版されています。)

より強い IoT 特許を取得するために、実例を交えて解説

る適切な取り扱いを行う必要はない。

このように、活用ニーズを達成できるデータの類型を選択（実際のビジネススキーム上では各データの類型を組み合わせて、使い分けることが多い）し、管理コスト、法執行リスクを加味して必要な措置を検討されたい。

強いIoT特許を取得するには？

IoT知財ビジネス研究会 弁理士・中小企業診断士 木下忠

1 強い特許権とは？

特許権には強い特許権と弱い特許権がある。一般に、強い特許権というのは、権利範囲が広い特許権であり、弱い特許権というのは権利範囲が狭い特許権である。例えば、まだ紙コップが知られていないという架空の世界において、「紙コップ」という特許権が取れた場合と、「ふた付きの紙コップ」という特許権が取れた場合の権利の強さを考えてみよう。



特許権の権利範囲は文章で表現される。「紙コップ」という特許権では、紙で製作されたコップはすべてこの権利範囲となり、紙コップを製造・販売等を行う第三者は権利侵害となる。「紙コップ」という特許権の権利者は、「ふた付きの紙コップ」を含むあらゆる種類の紙コップの利用を独占することができる。一方で、「ふた付きの紙コップ」特許権の権利範囲はふた付きの紙コップに限定される。したがって、「紙コップ」の特許権の方が、「ふた付きの紙コップ」の特許権よりも、独占できる範囲が広く、強い特許権と言える。

さらに考えると、権利行使のしやすさから権利が強いのか弱いのか判断される。模倣品を販売している人に対して特許権によって販売を差し止めることが容易か否かと考えてみよう。「ふた付きの紙コップ」という特許権については権利行使において懸念がある。「ふた」と「紙コップ」を別々に販売されたときに差し止めることができるか？特許権を侵害しているか？という懸念である。ふたを販売している者は「私たちは単にふたを販売しているだけで「ふた付きの紙コップ」を販売しているわけではない」と主張するだろう。「紙コップ」を販売している者についても同様である。「ふた付きの紙コップ」という特許権は権利行使において懸念があり弱い権利であるとされる。

このような懸念はIoT関連技術の特許出願において特に注意する必要がある。IoT関連技術はモノとモノを繋いでいることから、発明全体としては複数のモノが登場することになる。例えば、「情報Xを取得するA部品と、A部品から情報Xを受信するB部品とを備えた装置」とい

電子機器を製作する際に必要な「技適」について詳しく紹介

例えば10万円が海外から日本の銀行口座へ振り込みが行われた場合、支払い額の手数料が少なくとも1,000円かかる。受け取り側は金融機関から何の理由による振り込みなのか確認の電話がある。口座氏名が微妙に間違っている場合はこの電話に対応しないし確実に入金されない。ならばオンライン決済で請求書払いをしてもらった方が早いし手数料も安い。

報酬の受け取りがオンラインで出来るとして、どこで働きたいか？たとえば日本が大好きな外国人がアメリカやイギリスの仕事を、オーストラリアの銀行口座にお給料を受け取りながら日本に滞在することはできるだろうか。残念ながら現状としては取組NOである。それだけ世界をまたいで働ける優秀な人材であっても、①現預金300万円以上ある富裕層向け特定活動ビザで1年か、②就労ビザを得るために日本企業で働くもしくはフランスとしての実績を示し日本での仕事を受注するか、③資本金500万円以上出資し正社員を2名以上雇用する計画で会社設立し、投資経営ビザを得る必要があるからだ。

長期にわたる仕事ではなくとも日本にとっても有意義な交流を兼ねた仕事も多々生まれてきている。しかし観光目的の短期滞在ビザはおおむね3か月滞在できるが、原則として報酬を得ることはできない。ただ、その間に資格外活動許可を得てほんの少し報酬を得ることができれば、さまざまな可能性が広がる。たとえば、

- ・ゲームクリエイターや3Dモデレーターが日本に休暇で遊びに来た際、ついでに子どもたちに週末ワークショップを行う（2020年プログラミング教育義務化に伴い、英語環境での開発人材需要あり）。

- ・SNSで交流ある知人と呼んで家庭料理ふるまってもらいうワークショップの開催（反復継続して行う場合は飲食店営業許可が必要ですが、単発イベントの場合は不要）

- ・日本人・外国人TATOOアーティストが共同で日本の違いを示しながら技術と教養あふれセミナー（ただしTATOOを施すことは医師法違反との地裁判決が出て、即日控訴がなされたばかり（大阪地裁平成27年（わ）第4360号））。

- ・Etsyで自作のグッズを売っているアーティストがデザインフェスタに出展する（デザインフェスタ出展料は2日間3万円弱するため、なかなかプラスの収益にはならない）。

わざわざ就労ビザや興行ビザをとるまでもない、国益を損ねるほどの収益でもない、SNSとシェアリングサービスが充実してきたからこそ個人との繋がりによる文化交流がある。一方で水際である入国審査との兼ね合いを情報技術で補うことができた、短期滞在の間に健全に稼いだお金が日本に落とされる可能性が高まる。

一方、日本国外からSkypeで日本人相手に事業のコンサルをしている場合、ビザは日本に滞在するための制度であるため面倒なビザをとる必要はない。となると、日本にいらなくても成り立つビジネスであればほとんど日本のお金が外国へ流れていく。いかに優秀な人材を日本に呼ぶか、安倍政権においては、優秀な外国人・外国企業を日本に受け入れることをとても重視している。高度人材ポイント制¹⁾をもっと活用してほしいという要望が行政書士にも寄せられている。高度人材であればあるという間にビザが出来る。

ただ現状では対象にならない起業家も多い。外国人が日本で会社を設立して、投資経営ビザ

の申請から認定まで3か月以上、最近のケースでは45か月待つこともある。ビザが出たら日本へ向かい圧迫を契約し、それから仕事が始まると考えると、日本人のパートナーがいなければ大きなタイムロスが生じている。それを改善すべく外国人創業者向け経済特区として、東京都・愛知県・広島市・仙台市・新潟市・福岡市の6か所の地区で「外国人創業支援ビザ」として創業前に6か月の投資経営ビザを得るための創業活動確認証明書を出すこととなった。

ただネックになるのがマネーロンダリング対策のKYC（Know Your Customer、顧客確認）である。誰に銀行口座を持たせてはいけないのか、その情報は今のところ一元化されておらず、銀行が外部機関と連携して対策している。そこでは怪しげな持たせない、日本語で理解できない持たせないという方針の為、短期的に滞在している取引実績のない外国人に、日本の金融機関は銀行口座を簡単に作らせてくれない現状がある。これもまた事業が止まってしまう原因であり、技術による解決が待たれるところである。

2016年に日本に新規で入国した外国人は2100万人を超えている²⁾。不法滞在者は統計上6万人程度と低いのが、いまだに根深い人身売買³⁾・偽装結婚があると指摘されている。割合が少なければよいという問題ではないので、現状において時間のかかる審査制度は制度の趣旨として誤っているわけではないと付け加えたい。

今までは人材の信用構築は個人ではなしえないこととされていたため、企業との取引実績や資産残高によって見える化されるとされていた。しかしここ最近、あらゆる公的機関はなんらかの申請があった人のFacebook・Twitterを良くも悪くも「見ている」。個人の「信用の態」をどう積むのか、現状の制度では態が見えやすいのは学歴や収入と言え、決済や収益の見える化やSNSを使い続けていく中でデジタル上の信用を獲得していくことで、必要に応じて与信が見える化できる。別の切り口では、これまでたった一度の若気の至りによる過ちを、目に見える信頼で変えていくことは難しかった。しかしこれからは日々の信用の積み重ねによる実績で評価が変わるかもしれない。

すでに態を積むといふことが起きてきている。今までならたくさんお金を使ったお得意様へのみ届いていたセールのお知らせが、お金をたくさん使わなくてもキチンとした評価があるお客様であれば送られる⁴⁾。誰しも礼東で煩をたたくお客様よりも礼儀正しくお支払いいただけたお客様の方がよいが、今まで評価方法がなかったというだけである。そこで、態を積むという点で注目されるのがブロックチェーンである。ビットコイン⁵⁾で注目を集め、インターネットの出現以来の衝撃の技術と言われている。

3 お金による評価

近年ますます著作権に対する経済的意識が高まってきている。以前、「中高生に向けてCDの貸し借りは著作権法違反になると指導してください」との説明聞いたことがある。確かに私的利用とは家族程度まで⁶⁾とされているので間違っていない。中高生時代友人友人新しいアーティストを探してきてCDを勧めた青春時代をもつとして複雑な心境だったの

ハッカソンをテーマに技術と法律、社会の関わりを解説



表示されている認証番号「011-120018」で検索してみると、先に挙げたメーカーとは異なる、「ミツミ電機」という会社が、「WML-C69」という名称で取得していることが分かります。

項目	内容
登録番号	011-120018
登録名称	無線LAN機能付電子機器
登録品名	無線LAN機能付電子機器
登録品目	無線LAN機能付電子機器
登録品番	WML-C69
登録品名	無線LAN機能付電子機器
登録品目	無線LAN機能付電子機器
登録品番	WML-C69
登録品名	無線LAN機能付電子機器
登録品目	無線LAN機能付電子機器
登録品番	WML-C69

さらに、実際の認証表示をいくつか見比べてみたいと思います。

ホシデン HRM1026
<http://www.hosiden.co.jp/news/product/hrm1026.html>



認証番号：007-AC0034
富士通コンポーネント MBH7BLZ01A
<http://www.fujitsu.com/jp/group/fcl/resources/news/press-releases/2016/20161025.html>

46 | 電子機器を製品化する際に必要な法的対策



認証番号：007-AB0237

これは、Bluetoothの通信をする「モジュール」と呼ばれる電子部品です。このモジュールでは製品としての機能は何もなく、電子基板の部品として使用されて組み込まれることで、最初に見てきたような商品となります。しかしながら、認証番号はモジュール上に刻印されています。モジュール上に認証表示があるのは、先に挙げたユカイ工学「komashi」や、ユニ電子「UNI-01-A002」も同様に、製品自身ではなく基板に搭載されているモジュール上に認証番号が表示されています。

今までは、認証についてお話ししてきましたが、さて、この認証というのは、「何に対して」の認証でしょうか？

実は、電波法における適合を確認する制度は3つあります。

1. 技術基準適合証明（電波法第38条の6）
2. 工事設計認証（電波法第38条の24）
3. 技術基準適合自己確認（電波法第38条の33）

そして、先のモジュールに対する認証は、2.の「工事設計認証」にあたります。1.が電波法における、いわゆる「技術」です。3.は、コードレス電話機や携帯・PHS電話機等に対する制度のため、本稿では詳細を割愛します。前述の総務省の機器の検索ページから、どの認証制度に基づく認証であるかを確認することができます。

それでは、技術基準適合証明と、工事設計認証は何が違うのでしょうか？具体的に、無線通信を使う商品を開発するケースで見たいと思います。商品に無線機能を組み込む場合、手法は大きく分けて2つあります。

1. 無線通信機能を新たに開発して基板に組み込む
2. 無線通信機能を持つモジュール部品を基板に組み込む

それぞれの手法にはメリット・デメリットがそれぞれありますので、どちらの方法もよく使われます。そして、「適合表示無線設備」の観点からみると、それぞれ適用される認証制度が異なります。1.では、技術基準適合証明となり、2.では、工事設計認証となります。技術基準適合証明では、製品（特定無線設備）に対して、技術基準に適合しているかを判定し認証します。この場合、製品化をしている方自身が主体となって認証を取得します。認証取得の際に数台のサンプルに対して検査があります。一方で、工事設計認証は、製品の設計図や、製造段階の品質に対する認証となります。技術基準適合証明とは異なり、認証取得の際に検査をするのは1台だけです。モジュールに対する認証、とすると、工事設計認証という名称は若干の違和感を感じるかもしれません。近年、部品の小型化が進んで、無線通信機能をモジュール

<<目次>>

- ・民事訴訟におけるソースコードの取扱いについて／伊藤太一
- ・パーソナルデータの収集・利用と法規制／日置巴美
- ・強いIoT特許を取得するには／木下忠
- ・スマートコントラクトは裁判で使えるのか(前編)／足立昌聰
- ・技術と法律についての雑感／隅藏康一
- ・お金にまつわるリエンジニアリングへの期待／新井秀美
- ・電子機器を製品化する際に必要な法的対策／岩崎弾
- ・ハッカソンから考える法と政策制度／原亮
- ・エンタメと知財分科会とは／新井秀美

<<執筆者紹介>>

伊藤 太一(いとう たいち)
弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士
弁護士・応用情報技術者・測量士補・危険物取扱者甲種・マイナンバー検定1級・元裁判官。5年間裁判官として勤務し、判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律に基づき、2年の紐付きではあるものの弁護士業を満喫中。いわゆる資格マニアの元理系(化学)ロイヤーです。

日置 巴美(ひおき ともみ)
弁護士法人内田・鮫島法律事務所 弁護士
2008年新司法試験合格。2013年9月から2016年6月までの間、消費者庁消費者制度課政策企画専門官、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室参事官補佐、個人情報保護委員会事務局参事官補佐を務め、2015年の改正個人情報保護法の立案から同法施行令、施行規則の立案を担当。その他、国会議員政策担当秘書を歴任。現在は、弁

護士として情報活用に関するリーガルサービスを中心とした実務に携わる。

木下 忠(きのした ただし)

東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター戦略企画部門教授。弁理士・中小企業診断士。IoT 知財ビジネス研究会を主催(FB ページ <https://www.facebook.com/IoTibiz>)。東北大学大学院講師、特許庁審査官、東北大学産学連携推進本部知的財産部を経て現職。本業の傍らスタートアップや個人・中小企業の知財活用を支援している。Amazon 電子書籍(kindle)にて『IoT 特許事例集 2016』好評発売中。

足立 昌聰(あだち まさとし)

東京大学工学部システム創成学科生体情報システムコース、同大学院法学政治学研究科法曹養成専攻修了。弁護士登録後、外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所を経て、現在は弁護士活動を休止し、特許庁で法制専門官として執務中。弁理士、情報処理安全確保支援士(登録セキスペ)、MCPC 認定 IoT システム技術者(中級)。

隅藏 康一(すみくら こういち)

政策研究大学院大学 教授

東京大学理学部生物化学科卒業、同修士課程修了。東京大学大学院工学系研究科先端学際工学専攻にて1998年に博士(工学)の学位を取得。同年より東京大学先端科学技術研究センター客員助手、1999年より同センター助手。2001年より政策研究大学院大学助教授、2007年より同准教授、2016年より同教授(現在に至る)。2012年6月より2015年5月まで、文部科学省科学技術・学術政策研究所(NISTEP)第2研究グループ総括主任研究官を兼務。主な著書に『幹細胞の特許戦略』(隅藏・竹田共編著、発明協会、2011年)、『知的財産政策とマネジメント』(隅藏編著、白桃書房、2008年)など。

新井 秀美(あらい ひでみ)

パロット行政書士事務所 行政書士

大阪大学法学部卒。IT系や許認可グレー領域に関する起業相談や外国人向けのビザ申請の業務を得意とする。知的財産マネジメント研究会 Smips エンタメと知財分科会共同オーガナイザー/エンジニアと法律家のための勉強会 Study Code 共同主催者を兼ねる。フェチ東京を運営していたため、クリエイティブなエロには寛容。飛行機で行く出張が好きです。電通大ウェブデザインシステムプログラム在籍中。

岩崎 弾(いわさき だん)

Imagineers' Guild イマジニア(Imagineer = Imagine + Engineer)

在学中より電子回路設計、ファームウェア開発に携わる。開発完了後の製品化・販売立ち上げも担当。その後もメーカーで、カラオケ用画像処理装置、据え置き型 Android 機器などの開発・量産を数多く経験。現在は、“Imagineers' Guild”にて、デバイスの試作や開発、量産コンサルティング等に従事。広告制作会社の技術調査/デバイス系装置先行開発チームにも所属している。イマジニアとして、技術と、リアルなマテリアルを組み合わせた作品を好んで制作。夢の国の技術を愛する浦安市民。 <http://www.imagineers-guild.biz/>

原 亮(はら りょう)

みやぎモバイルビジネス研究会 会長/エイチタス株式会社 代表取締役社長

1974年生まれ。東京都品川区出身。法政大学法学部政治学科卒。編集者・ライターを経て2004年、仙台に拠点を置くモバイルコンテンツの制作プロダクションへ入社してモバイル業界へ。営業、ディレクター、取締役等を歴任したのち、2009年、フリーランスへ転身。同年、地元行政、企業と「みやぎモバイルビジネス研究会」立ち上げ。2011年「Fandroid EAST JAPAN」設立。2014年「Global Lab SENDAI」代表幹事。団体や企業を立ち上げながら、地域で自走する人や組織、社会を作るための活動を展開。地方を舞台に、ITなど新しい分野で活躍するプレーヤーの輩出と場の創造を目指している。2016年2月よりエイチタス株式会社を設立し、代表取締役に就任。主著に『アイデアソン!』

(2016年、徳間書店、共著)など。

<<販売ストア>>

電子書籍:

Amazon Kindle ストア、楽天 kobo イーブックストア、Apple iBookstore、紀伊國屋書店 Kinoppy、Google Play Store、honto 電子書籍ストア、Sony Reader Store、BookLive!、BOOK☆WALKER

印刷書籍:

Amazon.co.jp、三省堂書店オンデマンド、honto ネットストア、楽天ブックス

※ 各ストアでの販売は準備が整いしだい開始されます。

※ 全国の一般書店からもご注文いただけます。

【株式会社インプレス R&D】 <https://nextpublishing.jp/>

株式会社インプレス R&D (本社：東京都千代田区、代表取締役社長：井芹昌信) は、デジタルファーストの次世代型電子出版プラットフォーム「NextPublishing」を運営する企業です。また自らも、NextPublishing を使った「インターネット白書」の出版など IT 関連メディア事業を展開しています。

※NextPublishing は、インプレス R&D が開発した電子出版プラットフォーム(またはメソッド)の名称です。電子書籍と印刷書籍の同時制作、プリント・オンデマンド(POD)による品切れ解消などの伝統的出版の課題を解決しています。これにより、伝統的出版では経済的に困難な多品種少部数の出版を可能にし、優秀な個人や組織が持つ多様な知識の流通を目指しています。

【インプレスグループ】 <https://www.impressholdings.com/>



株式会社インプレスホールディングス(本社:東京都千代田区、代表取締役:唐島夏生、証券コード:東証1部9479)を持株会社とするメディアグループ。「IT」「音楽」「デザイン」「山岳・自然」「モバイルサービス」を主要テーマに専門性の高いコンテンツ+サービスを提供するメディア事業を展開しています。2017年4月1日に創設25周年を迎えました。

【お問い合わせ先】

株式会社インプレス R&D NextPublishing センター

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-105

TEL 03-6837-4820

電子メール: np-info@impress.co.jp